

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(日)に当
休日は、
がと日
日る翌
たの翌

◇条 例

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例(広
報文書課)

目 次

公布された条例のあらまし

◇鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

一 使用料及び手数料の額の引上げ(第一条、第三条、第五条、
第三十九条関係)

次の使用料及び手数料の額を引き上げることとした。

- 1 行政財産の使用に係る使用料
- 2 軍歴証明手数料
- 3 県立境港通動寮並びに県立岩井長者寮及び福原荘の使用料
並びに県立皆生小児療育センター及び県立鳥取療育園におけ
る使用料及び手数料
- 4 ふぐ処理師又はふぐ調理師試験手数料

- 5 魚介類行商許可申請手数料及び行商鑑札再交付手数料
- 6 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所における試験等に
係る使用料及び手数料
- 7 興行場の営業の許可申請手数料
- 8 へい獣取扱場等の設置、化製場の設置及び動物の飼養又は
収容の許可申請手数料
- 9 県立歯科衛生専門学校授業料及び入学選抜手数料
- 10 県立健康増進センターにおける一般診断等に係る使用料
- 11 工業試験場における分析等に係る手数料
- 12 食品加工研究所における分析等に係る手数料
- 13 県立専修職業訓練校における管理監督者課程の向上訓練の
受講料
- 14 県立農村総合研修所における第一研修室等の利用に係る使
用料
- 15 改良普及員資格試験の受験手数料
- 16 県立農業大学の授業料
- 17 農業試験場における分析等に係る手数料
- 18 家畜人工授精に関する講習会又は家畜人工授精及び家畜受
精卵移植に関する講習会の受講に係る手数料
- 19 家畜商講習会の受講に係る手数料
- 20 木材業者及び製材業者の登録手数料
- 21 林業改良指導員資格試験の受験手数料
- 22 県立境港水産物地方卸売市場の駐車場等の利用に係る使用
料

- 23 県立境港水産会館の会議室以外の室の利用に係る使用料
 - 24 甲種漁港施設の占用のうち消費税が非課税とされるもの以外のものに係る占用料
 - 25 道路の占用のうち消費税が非課税とされるもの以外のものに係る占用料
 - 26 都市公園施設の設定等の許可、県立布勢総合運動公園及び県立東郷湖羽合臨海公園の都市公園施設の利用に係る使用料
 - 27 港湾施設である岸壁等の使用に係る使用料
 - 28 県営鳥取空港における着陸料、夜間照明料及び停留料並びに空港内の土地の使用料
 - 29 特別県営住宅の家賃
 - 30 県立高等学校及び県立幼稚園の授業料及び入学選抜手数料
 - 31 県立米子図書館における大会議室の利用に係る使用料
 - 32 県立青少年社会教育施設の施設使用料
 - 33 県立博物館における通常展示の入館料及び展示室等使用料
 - 34 県営鳥取武道館、米子武道館及び倉吉武道館、県営屋内プール並びに県営ライフル射撃場の利用に係る使用料
 - 35 県立倉吉体育文化会館の施設使用料及びスポーツ教室参加料
 - 36 自動車保管場所証明等に係る手数料
 - 37 自動車等運転適性検査のうち筆記検査及び運転技能診断に係る手数料
 - 38 工業用水道の利用料金及び観光施設の施設利用料金
- 二 県立保育専門学院における入学料及び授業料の徴収(第四条)

関係)

- 1 県立保育専門学院への入学を許可された者に対しては、入
学料三千六百円を徴収することとした。
- 2 県立保育専門学院に在学する者に対しては、授業料月額七
千八百円を徴収することとした。
- 3 知事は、特別の理由があるときは、授業料を減免すること
ができることとした。
- 三 その他
- 工業試験場及び食品加工研究所における分析等の項目の追加
及び削除を行う等所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 施行期日等
- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行することとした。
ただし、一の27は、同年五月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成元年三月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十六号

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第一条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第七号)

の一部を次のように改正する。

別表の一を次のように改める。

一 土地

1 電気事業及び電気通信事業のため使用させる場合

電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第一

に定める額

2 水道事業、ガス事業等のため使用させる場合

区 分	単 位	使 用 料 額				
		宅 地	田	畑	そ の 他	
ハンドホール又はマンホール	一年 一個につき	二、三二〇円	一、六四〇円	一、〇〇〇円	二八〇円	
水道管、下水 管、ガス管 その他の管 類	長さ一メートル につき一年	外径が〇・三メートル未満のもの	二二四円	一五八円	九六円	二六円
		外径が〇・三メートル以上〇・五メートル未満のもの	二八一円	一九八円	一二二円	三三円
		外径が〇・五メートル以上のもの	三五一円	二四八円	一五一円	四二円
その他のもの	使用面積一平方メートルにつき一年	七〇三円	四九六円	三〇三円	八四円	

3 その他

区 分	単 位	使 用 料			
		宅 地	田	畑	そ の 他
市の区域に所在する土地	使用面積一平方メートルにつき一年	一、二四二円	一七一円	三〇六円	六三円
市の区域以外の区域に所在する土地	使用面積一平方メートルにつき一年	二八二円	五四円	一三三円	九円

別表の二の表中「四、一五〇円」を「四、三八〇円」に、「一、五五〇円」を「一、六六〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

別表の備考に次のように加える。

七 土地の使用のうち消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る一件の使用料の額は、この表（備考六を除く。）の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額（その額が百円未満である場合にあっては、百円）とするものとする。

（鳥取県軍歴証明手数料条例の一部改正）

第二条 鳥取県軍歴証明手数料条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四百円」を「五百五十円」に改める。

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第三条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「算定した額」の下に「（以下「療養費算定額」とい

う。）を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

第六条中「一万六千三百六十円」を「一万六千九百三十円」に改める。
 別表第一中「二、七〇〇円」を「二、七八〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一五〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改める。

別表第二中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇九〇円」に改める。

別表第三中「二二〇、四九〇円」を「二二六、四五〇円」に、「一一九、四九〇円」を「一二五、四五〇円」に、「一二一、四九〇円」を「一二七、四五〇円」に改める。

（鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を第八条とし、第四条の次に次の三条を加える。

(入学料の徴収)

第五条 学院への入学を許可された者に対しては、入学料を徴収する。

2 前項の入学料の額は、三千六百元とする。

(授業料の徴収)

第六条 学院に在学する者に対しては、授業料を徴収する。

2 前項の授業料の額は、月額七千八百円とする。

(授業料の減免)

第七条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、

授業料を減免することができる。

(ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)

第五条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二

号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「八千八百円」を「八千九百四十円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第六条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一

部を次のように改正する。

第八条第一号中「九百円」を「千二百二十円」に改め、同条第二号中

「四百五十円」を「六百十円」に改める。

(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第七条 保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴

収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条中「算定した額」の下に「(以下「療養費算定額」という。)」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料(別表に定めるものを除く。)の額は、療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額の八割以内で知事が定める額とする。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	金 額
一 予防接種 BCG経皮接種	一人一回につき 四一〇円
二 歯科診療 歯科診療 弗化ナトリウム又は磷酸弗化ナトリウム塗布	一人一回につき 七〇円
(一) 簡易塗布法	一人一回につき 一七〇円
(二) イオン・トレー法	
三 環境衛生試験 1 室内環境試験 (一) 空気試験	
(1) 検知管法によるもの	一成分につき 三六〇円
(2) その他のもの	一成分につき 九六〇円
(二) じんあい成分試験	一成分につき 三、〇九〇円
(三) じんあい量測定	一測定につき 三六〇円

<p>四 水質試験</p> <p>1 飲用水</p> <p>(一) 一般試験</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 成分試験</p> <p>(1) 定性試験</p>	<p>3 騒音又は振動測定</p> <p>(一) 周波数測定</p> <p>(二) その他のもの</p>	<p>(四) 落下細菌数測定</p> <p>(五) 照度、紫外線等測定</p> <p>2 大気試験</p> <p>(一) 大気中ガス試験</p> <p>(1) 検知管法によるもの</p> <p>(2) 二酸化鉛法又はガス吸収法によるもの</p> <p>(3) その他のもの</p> <p>(二) 降下ばいじん又は粉じん成分試験</p> <p>(一) 降下ばいじん又は粉じん量測定</p> <p>(二) ばい煙測定</p> <p>(三) 悪臭物質測定</p>	<p>一測点につき 五一〇円</p> <p>一測点につき 四六〇円</p> <p>一成分につき 三六〇円</p> <p>一成分につき 二、一六〇円</p> <p>一成分につき 六、五九〇円</p> <p>一成分につき 二、一六〇円</p> <p>一測点につき 五六〇円</p> <p>一成分につき 六、〇七〇円</p> <p>一成分につき 二、五七〇円</p> <p>一成分につき 六、二八〇円</p> <p>一測点につき 四九〇円</p> <p>一測点につき 三六〇円</p> <p>一件につき 二、四七〇円</p> <p>一件につき 一、四四〇円</p> <p>一成分につき 三六〇円</p>
<p>五 食品衛生試験</p> <p>1 食品成分規格試験（食品残留農薬試験を除く。）</p> <p>(一) 乳</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(二) 乳製品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>ア 加糖練乳、加糖脱脂練乳又は加糖粉乳</p>	<p>3 浴水</p> <p>(一) 理化学的試験</p> <p>(二) 細菌学的検査</p>	<p>(二) 定量試験</p> <p>(三) 簡易水道用水又は上水道用水試験</p> <p>(1) 全項目試験</p> <p>(2) 定例試験</p> <p>2 下水、河川水等</p> <p>(一) 成分試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p> <p>ア 簡易なもの</p> <p>イ 複雑なもの</p>	<p>一成分につき 八六〇円</p> <p>一件につき 一八、〇二〇円</p> <p>一件につき 二、九八〇円</p> <p>一成分につき 四六〇円</p> <p>一成分につき 五九〇円</p> <p>一成分につき 二、一六〇円</p> <p>一件につき 一、六四〇円</p> <p>一件につき 八二〇円</p> <p>一件につき 四九〇円</p> <p>一件につき 一、八五〇円</p> <p>一件につき 一、二三〇円</p> <p>一件につき 四、四二〇円</p>

<p>イ その他のもの</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>(3) 清涼飲料水又は粉末清涼飲料</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>四 その他の食品</p> <p>(1) 理化学的試験</p> <p>(2) 細菌学的検査</p> <p>2 食品残留農薬試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) その他の試験</p> <p>(1) 砒素、鉛又はカドミウム</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>3 食品一般試験</p> <p>(一) 理化学的試験</p> <p>(1) 定性試験</p> <p>(2) 定量試験</p> <p>(二) 細菌学的検査</p> <p>(1) 栄養成分定量試験</p> <p>(2) ビタミン定量試験</p> <p>(3) 混入異物試験</p> <p>4 添加物試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) 使用基準試験</p> <p>(1) 簡易なもの</p>	<p>一件につき 二、四七〇円</p> <p>一件につき 二、一六〇円</p> <p>一件につき 五、三五〇円</p> <p>一件につき 一、二三〇円</p> <p>一件につき 五、八七〇円</p> <p>一件につき 一、二三〇円</p> <p>一件につき 二八、六三〇円</p> <p>一成分につき 二、一六〇円</p> <p>一成分につき 一〇、三〇〇円</p> <p>一成分につき 一、三三〇円</p> <p>一成分につき 二、三六〇円</p> <p>一件につき 一、二三〇円</p> <p>一成分につき 一、五四〇円</p> <p>一件につき 六、五九〇円</p> <p>一件につき 二、六七〇円</p> <p>一件につき 八、二四〇円</p> <p>一成分につき 二、三六〇円</p>	
<p>5 器具又は容器包装試験</p> <p>(一) 規格基準試験</p> <p>(1) ポリ塩化ビニール製品等</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(一) 物理的試験</p> <p>(二) 化学的試験</p> <p>四 細菌学的検査</p> <p>6 おもちや又は洗浄剤試験</p> <p>(一) 成分規格試験</p> <p>(二) その他の試験</p> <p>六 鉱泉又は温泉試験</p> <p>1 ラドン測定</p> <p>2 定量試験</p> <p>(一) 小分析</p> <p>(二) 中分析</p> <p>七 放射能試験</p> <p>1 空間線量測定</p> <p>2 全放射能測定</p> <p>八 薬品試験</p> <p>1 公定書規格試験</p> <p>2 定性試験</p> <p>3 定量試験</p> <p>九 衛生材料又は医療用具規格試験</p> <p>十 化粧品試験</p>	<p>一成分につき 七、四一〇円</p> <p>一件につき 一五、七五〇円</p> <p>一件につき 五、〇四〇円</p> <p>一件につき 七五〇円</p> <p>一成分につき 一、四四〇円</p> <p>一件につき 一、二三〇円</p> <p>一件につき 一〇、八一〇円</p> <p>一成分につき 四、二二〇円</p> <p>一件につき 三、六〇〇円</p> <p>一件につき 五、三五〇円</p> <p>一件につき 二七、八一〇円</p> <p>一件につき 四二〇円</p> <p>一件につき 四、一二〇円</p> <p>一件につき 一七、三〇〇円</p> <p>一成分につき 一、三三〇円</p> <p>一成分につき 三、七〇〇円</p> <p>一件につき 一五、〇三〇円</p>	

1 原料基準規格試験	一件につき	二、〇五〇円
2 定性試験	一成分につき	一、三三〇円
3 定量試験	一成分につき	三、九一〇円
11 ウイルス検査	一種目につき	六、五九〇円
分離同定検査	その都度知事が定める額	
12 その他の試験又は検査		
13 文書		
1 診断書	一通につき	三六〇円
2 試験成績書		
(一) 鉱泉又は温泉試験成績書	一通につき	三六〇円
(二) その他の試験成績書	一通につき	三六〇円
3 証明書	一通につき	三六〇円

(鳥取県興行場法施行条例の一部改正)

第八条 鳥取県興行場法施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一万四千元」を「一万六千元」に、「五千元」を「六千元」に改める。

(鳥取県へい獣処理場等に関する法律施行条例の一部改正)

第九条 鳥取県へい獣処理等に関する法律施行条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「一万四千元」を「一万五千元」に改め、同条第二号中「二万千元」を「二万三千元」に改め、同条第三号中「六千六百元」を「七千四百二十元」に改める。

(鳥取県立歯科衛生専門学校)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「六千八百円」を「七千八百円」に改める。

第五条第二項中「二千元」を「二千二百元」に改める。

(鳥取県立健康増進センター)の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十一条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十九年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

健康診断	区 分		金 額
	一 般 診 断	成 人 病 診 断	
個別診断	一人一回につき	一人一回につき	三、二九〇円
その他の診断	エックス線写真診断	一枚につき	一、二三〇円
	眼底写真診断	一人一回につき	五一〇円

昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)の別表第四診療報酬点数表(乙)により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の八割の額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、消費税(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定により非課税とされる診断以外の診断にあつては、

療養費算定額に百分の百三を乗じて
得た額の八割以内で知事が定める額

体 力 測 定	一人一回につき	四一〇円
体 育 指 導	一人一回につき	三〇〇円
栄 養 指 導	一人一回につき	二〇〇円

別表の二の表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に改める。

別表の三の表中「三五〇円」を「三六〇円」に改める。

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第十二条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九

号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	手 数 料 の 額
一 分析	
1 定性分析	
(一) 一般定性分析	一成分につき 九二〇円
(二) 特殊定性分析	
(1) エックス線マイクロアナライザによる分析	一成分につき 二、〇六〇円
(2) その他の分析	一成分につき 一、八五〇円
2 定量分析	

二 試験

(一) 醸造用水の分析	一件につき	五、八七〇円
(二) 金属の分析		
(1) 鉄鋼の分析	一成分につき	一、七五〇円
イ 炭素、硅素、マンガ ン、燐又は硫黄	一成分につき	二、八八〇円
ロ その他の成分	一成分につき	三、二九〇円
(2) 非鉄金属の分析		
(1) 一般定量分析	一成分につき	一、五四〇円
(2) 特殊定量分析	一成分につき	三、三九〇円
1 酒類関係の試験		
(一) 酵母の培養試験	一件につき	二、一六〇円
(二) 計器の比較補正試験	一件につき	二五〇円
2 紙の試験		
(一) 引張試験	一件につき	一、二三〇円
(二) 破裂試験	一件につき	五一〇円
(三) 引裂試験、耐折試験又は 柔軟度試験	一件につき	一、〇三〇円
(四) 組成試験	一件につき	六一〇円
3 窯業原料又は窯業製品の試 験		
(一) 規格試験	一件につき	二五〇円
(二) 耐火度試験	一件につき	三、六〇〇円
(三) 焼成試験	一件につき	四、五三〇円
4 木質材料又は木製品の試験		

	<p>(一) 材料の強度試験 (二) 接着強度試験 (三) 塗膜試験 (四) 環境試験 (五) 構造物の強度試験 (六) 木材の物性試験 5 金属の試験 (一) 引張試験、曲げ試験又は圧縮試験 (1) 油圧型試験機によるもの (2) インストロン型試験機によるもの イ 高温試験 ロ 常温試験 ハ 低温試験 (一) 抗折試験 (二) 衝撃試験 (三) 硬度試験 (四) 疲労試験 (五) 摩耗試験 (六) エリクセン試験 (六) 非破壊試験 (1) 磁気探傷試験 (2) 超音波探傷試験</p>	<p>一件につき 六一〇円 一件につき 一、四四〇円 一件につき 一、二三〇円 一時間につき 五一〇円 一件につき 一、二三〇円 一件につき 三、〇九〇円 一件につき 一、〇三〇円 一件につき 五、七六〇円 一件につき 一、一三〇円 一件につき 五、七六〇円 一件につき 一、〇三〇円 一件につき 一、〇三〇円 一件につき 一、二三〇円 一件につき 三、三九〇円 一件につき 一、二三〇円 一件につき 四一〇円 一件につき 一、〇三〇円 長さ一メートル幅一〇センチメ</p>
<p>四加工</p>	<p>三測定</p>	<p>7 その他の試験 その都度知事が定める額 一件につき 六一〇円 (一) 長さ又は角度の測定 一件につき 一、四四〇円 (二) 表面の粗さ又は形状の測定 一件につき 一、四四〇円 定 (一) 三次元測定機による測定 一件につき 一、八五〇円 (二) めつき厚さ測定 一件につき 六一〇円 (1) 電解式膜厚計によるもの 一件につき 六一〇円 (2) 顕微鏡によるもの 一件につき 三、三九〇円 3 機械の振動又は騒音の測定 一件につき 二、八八〇円 4 その他の測定 その都度知事が定める額 一件につき 二、八八〇円 1 紙葉の製造 一件につき 二、八八〇円 2 刃物の研磨 一件につき 二、八八〇円 (3) エックス線透過試験 一件につき 四、一二〇円 (一) 塩水噴霧試験 一件につき 一、六四〇円 (2) 促進耐候性試験 一件につき 二、一六〇円 (3) めつき付着量試験 一件につき 二、五七〇円 6 繊維製品の試験 (一) 引張試験 一件につき 一、八五〇円 (二) 収縮率試験 一件につき 一、七五〇円 (三) 染色堅牢度試験 一件につき 一、八五〇円 1 色の測定 一件につき 六一〇円 2 金属の精密測定 一件につき 一、四四〇円 1 トルにつぎ 三、〇九〇円 一件につき 四、一二〇円</p>

八 証 明 書	各種証明書	一通につき	三六〇円
七 研 究	各種研究	その都度知事が定める額	
六 デ ザ イ ン	1 平面デザイン 2 立体デザイン	一時間につき 一時間につき	二、一六〇円 二、一六〇円
五 写 真	1 顕微鏡写真 2 電子顕微鏡写真 3 その他の写真	一枚につき 一枚につき その都度知事が定める額	三、三九〇円 五、六六〇円 その都度知事が定める額
四	4 その他の加工	一日につき	二、九八〇円
三	3 木材の人工乾燥	一枚につき	三、一九〇円
二	2 スライサー刃	一枚につき	六、一〇〇円
一	1 機械かなな刃	一枚につき	六、一〇〇円

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)

第十三条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条

例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「試験」を「測定」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	金 額
一 分析	
1 定性分析	一成分につき 九二〇円
(一) 一般定性分析	
(二) 特殊定性分析	二、二六〇円
2 定量分析	一成分につき

四 証 明 書	各種証明書	一通につき	三六〇円
三 研 究	各種研究	その都度知事が定める額	
二 測 定	1 水素イオン濃度、融点又は粘度の測定 2 細菌数の測定 3 その他の測定	一件につき 一件につき 一件につき	二、八八〇円 二、一六〇円 六、一〇円
一	(8) その他の分析	一成分につき	四、三二〇円
	(7) 食酢の分析	一件につき	二、一六〇円
	(6) みその分析	一件につき	五、一五〇円
	(5) しょうゆの分析	一件につき	二、一六〇円
	(4) アミノ酸の分離分析	一件につき	五、二五〇円
	(3) 食品添加物又は微量有害性元素の分離分析	一件につき	二〇、六〇〇円
	(2) 有機酸、糖質又は核酸の分離分析	一成分につき	九、四七〇円
	(1) ビタミンの分析	一件につき	八、七五〇円
	(二) 特殊定量分析	一件につき	九、二七〇円
	(一) 一般定量分析	一成分につき	一、六四〇円

(鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部改正)

第十四条 鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例(昭和四

十四年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「監督者訓練課程」を「管理監督者課程」に改め、同条第二項中「千五百円」を「千五百四十円」に改める。

(鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第十五条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「五八〇円」を「五九〇円」に、「四三〇円」を「四四〇円」に、「七一〇円」を「七三〇円」に改める。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部改正)

第十六条 鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「二千六百元」を「三千十円」に改める。

(鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第十七条 鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「九千円」を「九千八百八十円」に改める。

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第十八条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区	分	金	額
一	土壌分析	一項目につき	一、八五〇円

2 粒径組成

3 団粒組成

4 水素イオン濃度、置換酸度又は電気伝導度

5 腐植、置換容量、窒素、磷酸、加里、石灰、苦土、珪酸、塩素又は磷酸吸収係数

6 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガ、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛

7 有機塩素剤又は有機燐剤

8 カーバメイト剤

二 作物体分析

1 窒素、磷酸、加里、石灰又は苦土

2 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガ、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛

3 有機塩素剤又は有機燐剤

4 カーバメイト剤

三 かんがい水分分析

1 水素イオン濃度又は電気伝導度

2 窒素、磷酸、加里、石灰又は苦土

3 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガ、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛

4 カーバメイト剤

三 かんがい水分分析

一件につき 三、〇九〇円

一件につき 一、八五〇円

一項目につき 一、六四〇円

一成分につき 一、八五〇円

一成分につき 四、一二〇円

一成分につき 一九、二六〇円

一成分増すごとに一、二三〇円を加算する。

一件につき 二一、九三〇円

一成分につき 一、八五〇円

一成分につき 四、一二〇円

一成分につき 一九、二六〇円

一成分増すごとに一、二三〇円を加算する。

一件につき 二一、九三〇円

一件につき 二一、九三〇円

一件につき 二一、九三〇円

一件につき 二一、九三〇円

一件につき 二一、九三〇円

一項目につき 一、六四〇円

<p>2 過マンガン酸加里消費量 3 窒素、磷酸、加里、珪酸、塩素、石灰又は苦土 4 硼素、アルミニウム、硫黄、マンガ、鉄、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム、水銀又は鉛 5 有機塩素剤又は有機燐剤 6 カーバメイト剤</p> <p>四 肥料分析</p> <p>1 水分 2 窒素全量又は尿索性窒素 3 アンモニア性窒素、枸溶性燐酸、可溶性燐酸、水溶性燐酸、塩分、水溶性窒素又は塩酸不溶解物(土砂) 4 硝酸性窒素、燐酸全量又はアルカリ分 5 加里 6 硼素、苦土、珪酸、石灰又はマンガ 7 灰分 8 遊離硫酸、亜硫酸又は亜硝酸 9 硫青酸化物 10 ビウレット性窒素、ジシアンジア</p>	<p>一件につき 一、〇三〇円 一成分につき 一、八五〇円 一成分につき 四、一二〇円 一成分につき 一四、七二〇円 一成分増すごとに一、二三〇円を加算する。 一件につき 一八、七四〇円 一件につき 六六〇円 一成分につき 二、六七〇円 一成分につき 一、二三〇円 一成分につき 一、八五〇円 一成分につき 三、〇九〇円 一成分につき 二、六七〇円 一件につき 一、六四〇円 一成分につき 一、〇三〇円 一件につき 一、二三〇円 一成分につき 四、一二〇円</p>	<p>(鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例の一部改正) 第十九条 鳥取県家畜人工授精師講習手数料徴収条例(昭和六十二年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。 第二条第一号中「一万五千元」を「一万五千元」に改め、同条第二号中「三万五千元」を「三万五千四百円」に、「二万円」を「二万三百円」に改める。 (鳥取県家畜商講習手数料徴収条例の一部改正) 第二十条 鳥取県家畜商講習手数料徴収条例(昭和六十二年十月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。 第二条中「三千二百円」を「三千二百円」に改める。 (鳥取県木材業者及び製材業者登録条例の一部改正) 第二十一条 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。 取県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。 第五条第一号及び第二号中「二千元」を「三千元」に改める。 (鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正) 第二十二条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取</p> <table border="1" data-bbox="857 1052 1179 1812"> <tr> <td data-bbox="857 1052 1179 1468"> <p>ミド性窒素、グアニジン性窒素又はスルファミン酸 11 アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム又は鉛</p> </td> <td data-bbox="857 1468 1179 1812"> <p>一成分につき 四、一二〇円 その都度知事が定める額 一通につき 三六〇円</p> </td> </tr> </table> <p>六 各種証明書</p>	<p>ミド性窒素、グアニジン性窒素又はスルファミン酸 11 アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム又は鉛</p>	<p>一成分につき 四、一二〇円 その都度知事が定める額 一通につき 三六〇円</p>
<p>ミド性窒素、グアニジン性窒素又はスルファミン酸 11 アルミニウム、チタン、クロム、鉄、ニッケル、銅、亜鉛、砒素、モリブデン、カドミウム又は鉛</p>	<p>一成分につき 四、一二〇円 その都度知事が定める額 一通につき 三六〇円</p>			

県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「二千六百円」を「三千十円」に改める。

(鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十三条 鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「八円」を「八円二〇銭」に、「四〇円」を「四二円二〇銭」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に、「二、五〇〇円」を「三、二九〇円」に、「五、三〇〇円」を「七、一〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「一〇、七一〇円」に、「二五二元」を「二五九元」に、「一、六四〇円」を「一、六八〇円」に、「九五二元」を「一、二四一円」に改める。

別表の備考に次のように加える。

五 関係事業者施設用地の利用のうち消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る一件の使用料の額は、この表の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額とするものとする。

(鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十四条 鳥取県立境港水産会館の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表の表中「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

(鳥取県漁港管理条例の一部改正)

第二十五条 鳥取県漁港管理条例(昭和三十四年四月鳥取県条例第十六号)

の一部を次のように改正する。

別表の備考に次のように加える。

五 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る一件の占用料の額は、この表(備考四を除く。)の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額(その額が百円未満である場合にあつては、百円)とするものとする。

(鳥取県道路占用料徴収条例の一部改正)

第二十六条 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和二十八年十月鳥取県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の備考に次のように加える。

七 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る一件の占用料の額は、この表(備考六を除く。)の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額(その額が百円未満である場合にあつては、百円)とするものとする。

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第二十七条 鳥取県都市公園条例(昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三法第五条第二項の許可の項中「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同表の備考に次のように加える。

四 法第五条第二項の許可に係る公園施設の設置及び法第六条第一項又は第三項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定により非課税とされ

るもの以外のものに係る一件の使用料の額は、この表（備考三を除く。）の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額（その額が百円未満である場合にあつては、百円）とするものとする。
別表第四の一のIの表を次のように改める。

区		分		使用料		
				単位	金額	
グラウン	専用利用	アマチュア・スポーツ活動以外の活動	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	二八、八〇〇円
			営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	一時間につき	二一、六〇〇円
		アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	一四、四〇〇円
				入場料等を徴収しないとき。	一時間につき	七、二〇〇円
			入場料等を徴収するとき。	生徒等	一時間につき	五、四〇〇円
				学生又は一般人	一時間につき	七、二〇〇円
	一般利用	学生又は一般人	アマチュア・スポーツ活動	入場料等を徴収しないとき。	一時間につき	一、四四〇円
				入場料等を徴収するとき。	一時間につき	一、〇八〇円
		児童又は中学校の生徒	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童又は中学校若しくは高等学校の生徒（以下「生徒等」という。）	一時間につき	一、〇八〇円
				学生又は一般人	一時間につき	一、四四〇円
			高等学校の生徒	入場料等を徴収しないとき。	一人一回につき	八〇円
				入場料等を徴収するとき。	一人一回につき	六〇円

第一補助 競技場				野球場													
アマチュア・スポーツ活動以外の活動		アマチュア・スポーツ活動		スコアボード		放送室		第二研修室		第一研修室		大会運営室		屋内ピッチング場		グラウン	
営利を目的	営利を目的 としない場 合	入場料等を徴収するとき		入場料等を徴 収しないとき		入場料等を徴 収するとき		入場料等を徴 収しないとき		入場料等を徴 収するとき		入場料等を徴 収しないとき		プロ野球		はソフトボール	
		学生又は一般人	生徒等	学生又は一般人	生徒等	学生又は一般人	生徒等	学生又は一般人	生徒等	学生又は一般人	生徒等	学生又は一般人	生徒等	学生又は一般人	生徒等	学生又は一般人	生徒等
入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	一時間につき	一時間につき	一時間につき
一〇、八一〇円	七、二〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	二、七〇〇円	七二〇円	五四〇円	二〇〇円	二〇〇円	一一〇円	一三〇円	二三〇円	五〇円	二五、七〇〇円	二、六一〇円	一、九五〇円		

別表第四の一の2の表を次のように改める。

あやめ池 スポーツ センター		体育室		専用利用		一般利用		区 分		使 用 料		と する 場 合		
・アマチュア ・スポーツ	営利を目的 としない場 合	入場料等を徴収 するとき。	入場料等を徴収 しないとき。	入場料場を徴収 するとき。	入場料等を徴収 しないとき。	学生又は一般人	高等学校の生徒	児童又は中学校の生徒	単 位	金 額		学生又は一般人	生徒等	
										全面一時間につ き	全面一時間につ き			全面一時間につ き
		八、〇〇〇円	五、三五〇円	九七〇円	二二〇円	四六〇円	一、三九〇円	五〇円	三〇円	二〇円	一時間につき	一時間につき	一時間につき	一四、四〇〇円
		一五、四〇〇円	一〇、三〇〇円	二、二六〇円	六六〇円						一時間につき	一時間につき	一時間につき	二、七〇〇円
<p>第二補助 競技場</p> <p>アマチュア・スポーツ活動</p> <p>アマチュア・スポーツ活動以外の活動</p>														

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)
 第二十八条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。
 別表の表岸壁及び物揚場の項を次のよう改める。

アーチェリー場	テニスコート		カヌー艇庫	研修室	トレーニングルーム			活動以外の 営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき	
	全天候型コート以外のコート	全天候型コート			専用利用	一般利用			入場料等を徴収するとき	全面一時間につき
						学生又は一般人	高等学校の生徒 児童又は中学校の生徒			
一射場一時間につき	一コート一時間につき	一コート一時間につき	一艇一月につき	一時間につき	一時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	一五、四〇〇円	二四、一〇〇円
				二五〇円	三六〇円			二二、七六〇円	四〇、一〇〇円	
				四一〇円	四六〇円	八〇円	五〇円			
				八四〇円			三〇円			

別表の表上屋の項中「一〇円」を「一〇円三〇銭」に、「一五円」を「二五円四〇銭」に、「二〇円」を「二〇円六〇銭」に、「二五円」を「二五円七〇銭」に、「四〇〇円」を「四一二円」に改め、同表野積場の項中「七円」を「九円二〇銭」に、「一七円」を「一八円五〇銭」に、「二五円」を「二七円八〇銭」に改め、同表船舶のための給水施設の項を次のように改める。

岸壁及び物揚場	総トン数が五トン以上の船舶を係留する場合	外航船舶	総トン数一トンにつき一係留	五円五〇銭
		外航船舶以外の船舶		五円六〇銭
貨物の一時置場として使用する場合は	使用面積一平方メートルにつき使用期間(荷役の日を除く。)のうち一五日までの一日(使用面積一平方メートルにつき使用期間(荷役の日を除く。)のうち一五日を超える一日	外航船舶		五円一〇銭
		外航船舶以外の船舶		八円二〇銭

船舶のための給水施設	知事が別に定める時間内に使用する場合	外航船舶	給水量一立方メートルにつき	三三〇円
		外航船舶以外の船舶		三三九円
知事が別に定める時間外に使用する場合は	外航船舶	外航船舶		四九五円
		外航船舶以外の船舶		五〇九円

別表の備考に次のように加える。

五 港湾施設用地の使用のうち消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第六条第一項の規定により非課税とされるもの以外のものに係る一件の使用料の額は、この表(備考四を除く。)の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額(その額が百円未

満である場合にあつては、百円)とするものとする。

(鳥取県宮島取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正) 第二十九条 鳥取県宮島取空港の設置及び管理に関する条例(昭和四十二年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。
別表第一着陸料の項第一号及び第二号中「合計額」を「合計額に百分

の百三を乗じて得た金額」に改め、同表夜間照明料の項中「(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)」を「に百分の百三を乗じて得た金額」に改め、同表停留料の項中「合計額」を「合計額に百分の百三を乗じて得た金額」に改める。

別表第二中「九五二円」を「一、二四一元(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六条第一項の規定により非課税とされる使用以外の使用にあつては、一、二七八円二〇銭)」に、「一、〇一〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

(鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第三十条 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表中「三一、七〇〇円」を「二二、三五〇円」に、「二三、四〇〇円」を「二四、一〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を「二六、〇五〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、八六〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二四、四一〇円」に改める。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正)
第三十一条 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和六十三年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「八二、八〇〇円」を「八八、八〇〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一九、二〇〇円」に、「二一〇円」を「二三〇円」に、「一〇三、二〇〇円」を「一三三、二〇〇円」に改める。

第五条第一項中「又は退学」を「退学又は卒業」に改める。
(鳥取県立図書館使用料条例の一部改正)

第三十二条 鳥取県立図書館使用料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表鳥取県立鳥取図書館の項を削り、同表鳥取県立米子図書館の項中「七、二〇〇円」を「七、四一〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、四七〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に改める。

(鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第三十三条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「高等学校の生徒又は学生」を「高等学校の生徒」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五〇〇円」を「六一〇円」に、「二五〇円」を「三〇〇円」に改める。

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
第三十四条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和四十七年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表中

一人一回につき	四〇〇円	一人一回につき	四〇〇円
一人一回につき	七〇〇円	一人一回につき	七〇〇円
一人一回につき	一三〇円	一人一回につき	一三〇円
一人一回につき	三〇〇円	一人一回につき	三〇〇円
一人一回につき	四〇〇円	一人一回につき	四〇〇円
一人一回につき	一〇〇〇円	一人一回につき	一〇〇〇円

五〇円
八〇円
五〇円
四〇円
六〇円
二〇円

に改める。

別表の二の表中「二八、〇〇〇円」を「二八、五〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「七、〇〇〇円」を「七、二〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、四一〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇六〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十五条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に改める。

別表第一の二の表中「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇三〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に改める。
別表第二の一の表中「三五〇円」を「三六〇円」に、「六〇〇円」を

「六一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「五〇〇円」を「五二〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に改める。

別表第二の二の表中「二、三〇〇円」を「二、三六〇円」に、「二、八〇〇円」を「二、八八〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一五〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八七〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七五〇円」に改める。

別表第三の一の表中「二、六〇〇円」を「二、六七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十六条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

大 研 修 室		体 育 館										区					
		一般利用			専用利用									分			
		学生又は一般人	高等学校の生徒	児童又は中学校の生徒	アマチュア・スポーツ活動以外の活動		アマチュア・スポーツ活動										
営利を目的とする場合	営利を目的としない場合				入場料等を徴収するとき		入場料等を徴収しないとき		入場料等を徴収するとき		入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき						
営利を目的とする場合	営利を目的としない場合	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	入場料等を徴収するとき	入場料等を徴収しないとき	単	位	金	額		
一時間につき	一時間につき	一時間につき	一人一回につき	一人一回につき	一人一回につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	三分の一面一時間につき	三分の一面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	全面一時間につき	午後六時から午後九時まで	午後六時から午後十時まで
二、六七〇円	一、七五〇円	一、三三〇円	五〇円	三〇円	二〇円	二、三、六九〇円	一、五、九六〇円	九、二七〇円	六、一八〇円	九七〇円	一五〇円	二、三〇円	四六〇円	二、二六〇円	一、三九〇円		
三、二九〇円	二、一六〇円	一、六四〇円				四、一、二〇〇円	二、七、二九〇円	一、五、九六〇円	一〇、九一〇円		四六〇円	六六〇円					

教 養 室	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	五六〇円	七二〇円
	営利を目的としない場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	四一〇円	五六〇円
小 研 修 室	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	七二〇円	八二〇円
	営利を目的としない場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	五六〇円	七二〇円
中 研 修 室	営利を目的とする場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	一、二五〇円	三六〇円
	営利を目的としない場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	九七〇円	一、二五〇円
する場合	入場料等を徴収するとき。	一時間につき	三、五〇〇円	四、三二〇円	

別表の三の表中「五〇〇円」を「五一〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に改める。

(鳥取県警察証明手数料条例の一部改正)

第三十七条 鳥取県警察証明手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第

十三号)の一部を次のように改正する。
別表中「千二百円」を「千三百円」に、「五百円」を「六百円」に改

める。

(鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例の一部改正)

第三十八条 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「四〇〇円」を「四一〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改める。

(鳥取県管企業の設置等に関する条例の一部改正)

第三十九条 鳥取県管企業の設置等に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「定めるところにより、一月分をまとめて」を「定める金額に百分の百三を乗じて得た金額の」に改める。

別表第二の一の表中「三百五十円」を「三百六十円」に、「七百円」を「七百二十円」に、「五百円」を「五百十円」に、「四百円」を「四百十円」に、「八百円」を「八百二十円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第二十八条の規定は、同年五月一日から施行する。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第四条の規定による改正後の鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例第六条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に鳥取県立保育専門学院に入学する者について適用する。

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 施行日の前日に鳥取県立歯科衛生専門学校に在学していた者で施行日

以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、第十条の規定による改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 施行日の前日に鳥取県立農業大学の養成課程に在籍していた者で施行日以後引き続き在籍するものに係る授業料の年額は、第十七条の規定による改正後の鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例第五条第二項の規定にかかわらず、九千二百七十円とする。

(鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日の前日に県立高等学校又は県立幼稚園に在学又は在園していた者で施行日以後引き続き在学又は在園するものに係る授業料の額は、第三十一条の規定による改正後の鳥取県立高等学校授業料等徴収条例第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日以後において、県立高等学校(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十四条の第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の定時制の課程を除く。)に編入学、転入学、再入学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。施行日以後において、県立幼稚園に転入園又は再入園をした者に係る授業料の額についても、同様とする。

(鳥取県管企業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日前から継続して供給している工業用水道の供給で施行日から平成元年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるもの

に係る料金については、第三十九条の規定による改正後の鳥取県営企業の設置等に関する条例第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】